

令和7年4月1日

チャイルドルーム 重要事項説明書

1 施設運営者

| | |
|-----------|---------------------|
| 名 称 | 社会福祉法人美桜里会 |
| 所 在 地 | さいたま市大宮区桜木町 4-554-1 |
| 電 話 番 号 | 048-782-8286 |
| 代 表 者 氏 名 | 理事長 田仲 雄貴 |

2 施設の理念及び運営の方針

| | |
|----------------|---|
| 施 設 理 念 | 子どもたちの最善の利益を考慮し、子ども達が安心して楽しく生活できる環境を保障し、保護者と共に子どもたちの成長に積極的に取り組む。 |
| 運 営 方 針 目 標 | 方針：子どもたちが現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培う。 目標：「よく食べ、よく遊び、よく眠る」 <ul style="list-style-type: none">・明るく楽しく元気な子・思いやりのある優しい子・感謝の心をもつ子・目標に向かって頑張る子 |

3 提供する保育の内容

| | |
|------------|-----------------|
| 名 称 | チャイルドルーム |
| 所 在 地 | さいたま市大間木 2-13-5 |
| 電 話 番 号 | 048-875-4130 |
| 認 可 年 月 日 | 令和3年3月31日 |
| 施 設 長 氏 名 | 田代 令子 |
| 職 員 数 | 21人(令和6年3月現在) |
| 取扱う保育事業の種類 | 通常保育、延長保育、一時保育 |

4 職員の職種、員数及び職務の内容

| 職種 | 員数 | 職務の内容 |
|--------|------|---------------------------------|
| 園長 | 1名 | 保育園の運営全般の責任者 |
| 主任保育士 | 1名 | 園長を補佐して保育園の円滑な運営に努める |
| 副主任保育士 | 1~2名 | 主任を補佐して保育園の円滑な運営に努める |
| 保育士 | 8名以上 | 保育に従事し、計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う |
| 看護士 | 1名 | 保育に従事し、園児の怪我や病気の予防、対応等を行う |
| 栄養士 | 1名 | 献立の作成と給食とおやつの調理を行う |
| 調理員 | 3名以上 | 給食とおやつの調理を行う |
| 事務員 | 1人 | 事務処理について園長を補佐する |

5 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

| | | |
|--------------|---|-------------------------|
| 開所日 | 月曜日から土曜日まで | |
| 標準時間 開所時間 | 7時30分から18時30分まで | |
| | 延長保育は月～金の18時30分から19時30分まで | |
| 短時間 | 8時30分から16時30分まで | |
| | 延長保育は 月～金の7時30分から8時30分 16時30分から19時30分まで 土の7時30分から8時30分 16時30分から18時30分まで | |
| 休所日 | 標準時間 | 日曜日・祝祭日及び12月29日から1月3日まで |
| | 短時間 | |

6 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

| 種類 | 理由 | 金額 |
|-----|----------------------------|----|
| 保育料 | 第3号認定の保育料はお住まいの各自治体が決定します。 | |

| | |
|---------|--|
| 延長保育料 | <p>延長時間内の保育士給与、光熱費等が必要なため。 15分当たり 250円。但し月間上限金額有り。 短時間上限金額：月額 2,000円 標準時間上限金額：月額 4,000円 保育園の従業時間（月～金 19:30、土 18:30）を過ぎた場合は時間内の延長とは別に 15分当たり 750円で上限は無し。（開所時間外のため、できる限り時間内にお迎えに来られるようにしてください）</p> |
| 給食費 | <p>3歳児以上の給食費 7,500円/月（主食費 3,000円+副食費 4,500円） 主食と副食の提供、月額による徴収を原則とする</p> <p>【減免及び還付について】</p> <p>① 「年収 360万円未満の世帯の子ども」と「第3子以降の子ども（＊）」の副食費は減免となります。 ＊対象のきょうだいは、幼稚園、認可保育所、認定こども園等に通う未就学児</p> <p>②月初から月末まで全日数欠席する場合は給食費を全額免除とします。（前月 25日までの申請が必要）</p> <p>③ 欠席等による日割り計算での返金はいたしません。</p> |
| その他実費徴収 | <ul style="list-style-type: none"> ・コットベッド使用料（全園児）1,000円/年 ・バス代（遠足）1,000円/1回 ・保育に使用する物品 ・子ども個人が使用するもの <p>帽子（0歳児） 1,070円 帽子（1～5歳児） 940円 通園鞄（3～5歳児） 3,950円 体操着＜上＞（3～5歳児） 2,230円 体操着＜下＞（3～5歳児） 1,870円 メロディオン（3～5歳児） 6,300円 コットベッドシーツ（任意） 1,760円 パンツ 200円</p> <p>※年度途中に金額が変わる可能性がございます</p> |

7 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

| 年齢 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|----|------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 定員 | 6人 (6人) | 8人 (12人) | 10人 (12人) | 12人 (12人) | 12人 (12人) | 12人 (12人) | 60人 (66人) |

8 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項

| 事項 | 内容 |
|-----------------|--------------------------------|
| 欠席又は登園が9時を過ぎる場合 | 保育園に8時45分までにウェルキッズアプリで入力してください |
| お迎えの時間変更 | 保育園に事前に連絡してください |
| お迎えの人が変更 | 保育園に事前に連絡してください |
| 投薬が必要な場合 | 与薬依頼票に記入し、薬と共に袋に入れ保育士に手渡してください |
| 利用開始時 | お子様が保育園に慣れるまで、短時間の慣れ保育をお願いします |
| 利用終了時 | 退園する場合は、区役所と同時に保育園にもご連絡ください |

※9:00に欠席・遅刻確認がとれない場合は園から連絡させて頂きます。

※お迎えの方が変更になる場合は、お迎え予定の方が園に連絡をして下さい。

9 緊急時等における対応方法

- (1) 保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承ください。

10 非常災害対策

| | |
|-------------------|---|
| 消防計画作成 (変更)届出書 | 緑消防署 令和3年6月2日届出 防火管理者 氏名 田代 令子 |
| 避難訓練 | 火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。 |
| 防災設備 | 自動火災報知機・ガス漏れ報知機・非常警報装置・非常用電源・誘導灯・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理 |
| 避難場所 | 第1避難場所・・・園庭 第2避難場所・・・さいたま市立尾間木小学校 |

11 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年児童虐待に関する研修に職員派遣、受講させています。

12 その他保育施設の運営に関する重要事項

| 事 項 | 内 容 |
|-----------------|---|
| 年間行事 | パンフレットをご覧ください |
| 主な一日のスケジュール | パンフレットをご覧ください |
| 食事の提供 | パンフレットをご覧ください |
| 健康診断 | 乳幼児健診（毎年6、11月）歯科検診（毎年6月） |
| 損害賠償保険への加入 | 加入しています。 |
| 保育内容に関する相談・苦情窓口 | 苦情解決責任者 園長 田代 令子 苦情受付担当者 主任保育士 井上 彩 事務 田仲 将器 第三者委員 木村・東谷法律事務所 東谷 良子 さいたま市浦和区岸町7-5-21-601 電話 048-829-9591 宇津木 隆宏 さいたま市緑区 電話 090-3092-4225 |
| 個人情報の取扱 | 園内に掲示しております |